〃	千　葉　県	勝浦市	〃
〃	東　京　都	小笠原村	〃
〃	新　潟　県	柏崎市	〃
〃	新　潟　県	佐渡市	〃
〃	富　山　県	富山市	〃
〃	石　川　県	輪島市	〃
〃	福　井　県	坂井市	〃
〃	静　岡　県	焼津市	〃
〃	静　岡　県	賀茂郡西伊豆町	〃
〃	愛　知　県	常滑市	〃
〃	三　重　県	熊野市	〃
〃	和　歌　山　県	海南市	〃
〃	和　歌　山　県	御坊市	〃
〃	和　歌　山　県	東牟婁郡串本町	〃
〃	鳥　取　県	岩美郡岩美町	〃
〃	島　根　県	浜田市	〃
〃	山　口　県	萩市	〃
〃	徳　島　県	海部郡美波町	〃
〃	高　知　県	高岡郡中土佐町	〃
〃	長　崎　県	長崎市	〃
〃	宮　崎　県	日南市	〃
〃	宮　崎　県	日向市	〃
〃	沖　縄　県	那覇市	〃
〃	沖　縄　県	南城市	〃

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１１８１号
北海道恵庭市大町３丁目５番19―202号
債務者　久冨　知美（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１８２号
札幌市西区宮の沢２条２丁目11番54号
債務者　工藤　麻美（旧姓古川・五十嵐）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１９５号
札幌市豊平区豊平３条９丁目４番21―406号
債務者　國井　大観
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３９０号
札幌市豊平区平岸６条15丁目１番20―113号
債務者　野々原慶子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３９７号
札幌市北区北28条西３丁目２番29号　シャルマン283―10号
債務者　長谷川浩章
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８１号
盛岡市小鳥沢１丁目９番１号　サンビレッジ小鳥沢Ｈ―102号
債務者　佐藤　宏美
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第５５号
福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3732番地、前住所福島県南会津郡南会津町田島字東荒井甲2482番地１
債務者　鹿野　正保
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
群馬県邑楽郡邑楽町大字明野１番地１　県営住宅Ｄ―52、前住所群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚1623番地135　パーフェクトハウスＭ―２
債務者　秋山　敦子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第７９０号
埼玉県川口市西青木２丁目６番20号　サンハイツ102号、旧住所宮城県大崎市古川鶴ケ埣字新江北60番地３
債務者　齊藤　理枝
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８０４号
埼玉県新座市野火止３丁目16番51―104号
債務者　川瀬　正雄
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８１４号
埼玉県川口市戸塚鋳町28番11号　フォンティーヌ204号
債務者　鈴木　正江
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８９６号
さいたま市岩槻区東岩槻４丁目３番地３　第三アルカディア204
債務者　比嘉　淳子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係